

地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

地方議会は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、ウィズコロナ下での新しい生活様式の定着や分散型国土の構築、さらには人口減少社会への対応、国土強靱化や防災対策等、直面する様々な課題の解決に向け、民意を反映する地方公共団体の意思決定機関として、精力的に活動している。

こうした実態がある一方、地方議会については地方自治法上、「議会を置く」としか規定されていない。議会及び議員に対する住民の理解を深めるためにも、地方公共団体の意思決定機関としての議会の位置付け、職業としての議員の職務等を明確に規定する地方自治法の改正を行うことは極めて重要である。

また、第32次地方制度調査会答申においては、議員のなり手不足に対する当面の対応として、議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制緩和に加え、立候補に伴い休暇を取得した場合等の不利益な取扱いの禁止について検討する必要があるとされた。次期統一地方選挙が令和5年春に迫る中、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備するための第一歩として、これら答申事項について早期に法改正を行うべきである。

さらに、地方議会からの意見書については、現在、地方議会が国に提出するだけの一方通行となっているが、意見書に込められた地方の問題解決に対する切実な思いを国が受け止め、意思疎通を図ることができるようになれば、一層地方の声を踏まえた政策の実現が図られ、地方議会の活性化にもつながることとなる。

本会をはじめとする三議長会は、令和2年11月18日、「活気ある地方議会を目指す全国大会」を開催し、議会の位置付け等を法律上明確化すること、議員の職務等を法律上明確化すること、厚生年金への地方議会議員の加入や立候補に伴う休暇の保障など立候補環境の改善のための法整備を行うこと、小規模議会の議員報酬の適正化のための財政支援を行うこと、議会における政策立案を支援するための体制を整備すること、国において意見書を積極的に活用し活用結果を公表すること及び議会のデジタル化への技術的・財政的な支援を行うことを決議した。

これらの決議事項は三議長会において引き続き要請を行っていくが、本会として特に重要かつ喫緊の下記事項については、必要な地方自治法改正等を早期に実現するよう強く求める。

- 1 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。
- 4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 5 国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。

以上、決議する。

令和3年1月27日

全国都道府県議会議長会